

和光市固定資産評価審査委員会 会議録

開催日	令和7年7月2日(水) 13時21分から13時49分まで
開催場所	和光市役所 監査室
議 題	① 委員長の選挙について ② 委員長職務代理者の指定について ③ 和光市固定資産評価審査委員会準公金管理規程について ④ その他
その他	① 令和7年度固定資産税・都市計画税の課税状況 ② 納税者からの課税決定、更正等に対する相談の受付状況、事例 ③ 課税に係る相談、審査申出の要因となり得る制度改正等
出席委員	委員長 加山 和義 委員長職務代理 芝波田 大樹 委員 横室 静男
事務局	書記(監査委員事務局 次長) 末永 典子 書記(監査委員事務局 主査) 舟越 るい

末永書記

こんにちは。

ただいまから、令和7年度和光市固定資産評価審査委員会を開会いたします。委員の皆様には、ご多用のところご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、当委員会から書記のわたくし末永と、舟越が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議の進行についてご説明いたします。

本日の議題ですが、お手元の(1)議題のとおり、

「① 委員長の選挙について」として、令和7年度の新委員長を、

「② 委員長職務代理者の指定について」として、委員長職務代理者を指定いただきます。

「③ 和光市固定資産評価審査委員会準公金管理規程について」として、事務局から説明申し上げます。

また、(2)その他の

① 令和7年度固定資産税・都市計画税の課税状況

② 納税者からの課税決定、更正等に対する相談の受付状況、事例

③ 課税に係る相談、審査申出の要因となり得る制度改正等は、市の課税状況等を把握し、固定資産評価審査委員会の活動における今後の参考としていただくことを目的として、市の固定資産税の現状や実際の相談事例、制度改正等に係る状況について、後ほど、課税課職員からご説明申し上げます。

それでは、「委員長の選挙について」の議題に入らせていただきます。

和光市固定資産評価審査委員会条例 第2条 では、第1項で「委員会に委員長を置く」、第2項で「委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない」、第7項で「委員長の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない」と規定しています。

本日は、委員3名全員が出席しておりますので、会議は成立しています。

それでは、和光市固定資産評価審査委員会委員長選挙をお願いしたいと思います。

芝波田委員

昨年度委員長職務代理であった横室委員にお願いしてはいかがでしょうか。

末永書記

ただいま、横室委員にというお声がありましたが、いかがでしょうか。

加山委員

承知しました。

末永書記

それでは、今年度は加山委員に委員長を務めていただきます。

委員長が決まりましたので、この後の会議の進行は加山委員長にお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

加山委員長

委員長を務めさせていただきます。よろしく願いします。

議事を続けます。

「議題② 委員長職務代理者の指定について」ですが、条例第2条第6項に、職務代理者は委員長があらかじめ指定することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

芝波田委員にお願いしたいのですがいかがでしょうか。

芝波田委員

承知しました。

加山委員長

委員長職務代理者は、芝波田委員としました。

よろしく願いいたします。

議事を続けます。

「議題③ 和光市固定資産評価審査委員会準公金管理規程について」、事務局から説明をお願いします。

末永書記

はい。市は、元幹部職員の不祥事の再発防止策の一環として、令和4年11月30日に和光市準公金管理規則を制定し、準公金の取り扱いの適正化を図っているところです。

和光市固定資産評価審査委員会におきましては、準公金管理規程を制定していなかったため、この度、そのあり方について委員の皆さまにご意見を伺うものです。準公金とは、市の会計規則の適用を受けない金銭等で、具体的な例としましては、和光市と近隣市で構成される協議会等の団体で管理される通帳や現金、切手などです。和光市固定資産評価審査委員会における準公金について、現在、取扱いはございません。今後も、協議会や団体がなく、取り扱いの見込みがないということから、規程は取り扱う状況になってから定めるものとして、今回は定めることを要さないという考え方もあるかと存じます。また、新たに制定する場合の規程案というのは、先にお示ししている資料としてお配りしているものとなっておりますので、そちらも併せてご覧ください。内容としましては、和光市固定資産評価審査委員会の書記、つまり、われわれ職員が対象となります。規程の第1条をご覧ください。和光市固定資産評価審査委員会書記が、やむを得ない理由により準公金を保管する場合における準公金の管理に関し、必要な事項を定めるという目的のもと、市の準公金管理規則の例によって適切に行うという内容となっております。その上で、皆さまのご意見を頂ければと思います。

加山委員長

ありがとうございます。

それでは、ご意見や質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

一同

はい。

末永書記

規程を作らないというパターンと、案のとおり作ったほうが良いとい

うパターンとどちらがよろしいでしょうか。市の所管課に確認したところ、準公金の取り扱いがない場合に規程を作らないことは問題ではなく、取り扱いがあった場合に制定して運用していく形も取れるというものです。

加山委員長

それでは、規程は作らないということでよろしいでしょうか。

一同

はい。

加山委員長

本日の議題は、全て終了しましたので、担当にお戻しします。

末永書記

ありがとうございました。

「(2) その他」につきましては、固定資産税の課税状況等を課税課職員から説明させていただきます。ただいま担当職員を呼びますので、少々お待ちください。

(課税課職員入室)

末永書記

それでは、令和7年度固定資産税・都市計画税の課税状況についてご説明をいただきます。まず、固定資産評価審査委員会委員の皆さんをご紹介します。委員長から順番に、自己紹介をいただけますでしょうか。

(各委員の自己紹介)

次に課税課の職員におかれましても、自己紹介をお願いいたします。

高橋課長

私は、本年4月から課税課長をしております高橋と申します。よろしくをお願いいたします。

畔見統括

課税課の資産税担当統括主査として3年目になります。畔見と申します。よろしくをお願いいたします。

末永書記

本日は、よろしくをお願いいたします。

それでは、令和7年度固定資産税・都市計画税の課税状況について説明をお願いいたします。

(課税課説明)

末永書記

ありがとうございました。
何かご質問等がありますでしょうか。

(質問なし)

委員長

他によろしいでしょうか。
本日の予定は全て終了いたしました。
以上をもちまして、固定資産評価審査委員会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

議事内容は上記のとおりである。

令和7年7月2日